

厚生・産業常任委員会資料
平成 28 年(2016 年)3 月 8 日
健 康 医 療 福 祉 部

平成 28 年 2 月定例会議
厚生・産業常任委員会
資 料

■議案（その１）

議第 20 号	滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例案	1
議第 23 号	滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例案	3
議第 37 号	滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案	6
議第 38 号	滋賀県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	9
議第 41 号	滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	11
議第 42 号	滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従事者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	17
議第 43 号	滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案	27
議第 44 号	滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の一部を改正する条例案	29

■議案（その２）

議第 64 号	滋賀子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案	32
議第 67 号	指定管理者の指定につき議決を求めることについて（滋賀県立信楽学園）	34

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例案要綱

1 制定の理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）により、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）が改正され、都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設けるものとされたことから、新たに滋賀県国民健康保険財政安定化基金を設置しようとするものです。

2 概要

- (1) 国民健康保険の財政の安定化を図るため、滋賀県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第 1 条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とします。（第 2 条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第 3 条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第 4 条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第 5 条関係）
- (6) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ 基金は、改正法の施行の日の前日までの間は、その全部または一部を処分することができないこととします。

滋賀県国民健康保険財政安定化基金制度（概要）

1. 趣旨

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、県に財政安定化基金を設置し、県・市町に対し、貸付・交付ができる体制を確保する。

2. 基金規模等

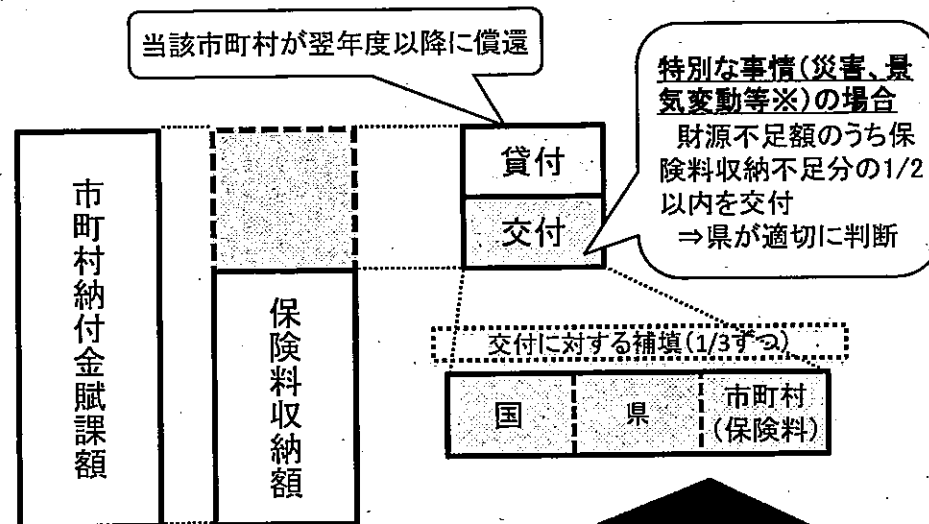
- 平成29年度までに全国総額2,000億円規模をめざし、国費で創設・順次積増しすることとし、平成27年度は200億円を措置。（※）
- 交付分に対する補填は県が基金の適正規模を判断して決定。
※国・県・市町村（保険料）で1／3ずつ補填

※平成28年度は400億円を措置

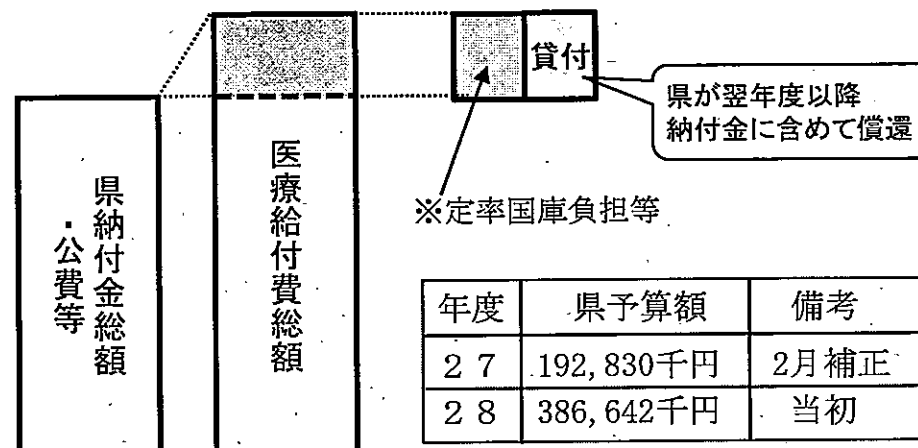
3. 内容

- 貸付・・・各年度、財源不足額を貸付。原則3年間で償還（無利子）
- 交付・・・特別な事情が生じた場合、財源不足額のうち保険料収納不足額×1／2以内を交付
※特別な事情に該当する場合・・・災害、景気変動等（詳細は今後国で検討の上、政令で規定）

市町村において収納不足が生じた場合



県において給付増が生じた場合



交付分に対する補填の必要性、補填する場合の按分のあり方は、今後国での検討を踏まえて協議・検討

※基金を活用した事業は、平成30年度から実施する。

滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の一部改正により、精神医療審査会の委員の任期を 2 年を超え 3 年以下の期間で条例で定めることができることとされたことから、滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定めるため、滋賀県精神医療審査会の委員の任期を定める条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県精神医療審査会の委員の任期を 3 年とすることとします。
- (2) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) この条例の施行の際現に滋賀県精神医療審査会の委員である者の任期は、この条例の規定にかかわらず、平成 28 年 8 月 20 日までとすることとします。

滋賀県精神医療審査会

1 設置根拠

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第12条

2 業務

- (1) 精神病院の管理者から医療保護入院の届出（入院から10日以内）、措置入院者および医療保護入院者の定期病状報告（措置入院6か月毎、医療保護入院1年毎）があったときに、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行うこと。
- (2) 精神病院に入院中の者又はその家族等から、退院請求又は処遇改善請求があったときに、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかについて審査を行うこと。

3 委員

- (1) 委員の数 総委員数に関する規定なし

- (2) 委員の任期 2年（現行）

- (3) 委員の構成

① 医療委員：精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（精神保健指定医）
→ 県内の精神科病院からの推薦を踏まえて選考

② 法律家委員：法律に関し学識経験を有する者

本人の意思によらない入院や行動の制限等を行う場合があるという精神科医療の特性を踏まえ、人権擁護など総合的な観点から入院継続の適否の審査するもの。

→ 弁護士、大学の法律学の教授又は助教授から選考

③ 有識者委員：その他の学識経験を有する者

精神障害者の保健福祉の観点から、地域での相談支援に関する豊富な実務経験を踏まえて審査するもの。

→ 精神保健福祉士又は看護師から選考

- (4) 合議体による審査

医療委員2名以上、法律家委員1名以上、有識者委員1名以上による5人の合議体で審査する。

当県の場合： 5名×4合議体 + 予備委員4名 = 24名

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）抜粋
（精神医療審査会）

第 12 条 第 38 条の 3 第 2 項及び第 38 条の 5 第 2 項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。

（委員）

第 13 条 精神医療審査会の委員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（第 18 条第 1 項に規定する精神保健指定医である者に限る。）、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年（委員の任期を 2 年を超え 3 年以下の期間で都道府県が条例で定める場合にあっては、当該条例で定める期間）とする。

（審査の案件の取扱い）

第 14 条 精神医療審査会は、その指名する委員五人をもって構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。

- 一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 二
- 二 法律に関し学識経験を有する者 一
- 三 その他の学識経験を有する者 一

（政令への委任）

第 15 条 この法律で定めるもののほか、精神医療審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

※下線部：第 5 次一括法による改正部分

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）

第 2 条 精神医療審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

4 審査会は、会長が招集する。

5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 審査の案件を取り扱う合議体に長を置き、合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

8 合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員、法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ 1 人出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

9 合議体の議事は、出席した委員の過半数で決する。

10 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 116 条第 3 項の規定により県が滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を変更するため、滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成 20 年滋賀県条例第 4 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算出する際に乗じる割合を、10,000 分の 4.1（改正前 10,000 分の 7.35）に改めることとします。
（第 2 条関係）
- (2) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例新旧対照表

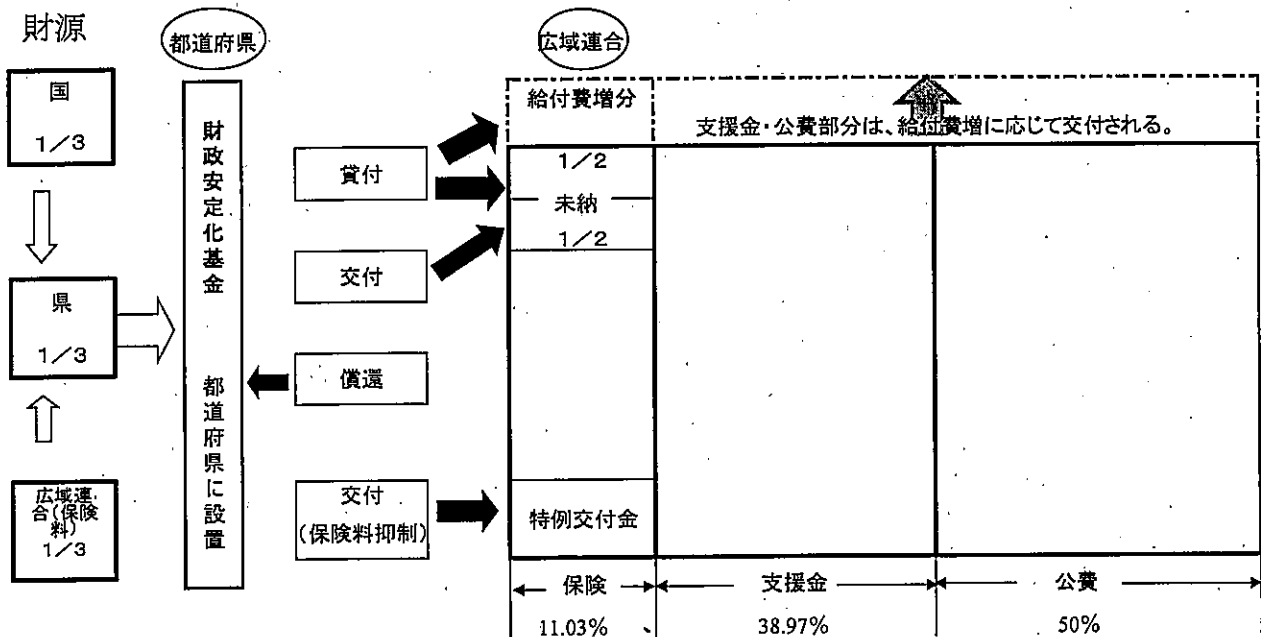
旧	新
第1条 省略 (拠出率) 第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の7.35</u>とする。 第3条以下 省略	第1条 省略 (拠出率) 第2条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第19条第1項に規定する条例で定める割合は、<u>10,000分の4.1</u>とする。 第3条以下 省略

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金制度の概要

1. 事業

- (1) 交付 保険料の未納による財政不足に対して交付
不足額の2分の1を2年度目に交付
- (2) 貸付 給付の見込み以上の増加、保険料の未納による財政不足に対して貸付
不足額の1.1倍が限度。無利息で年度ごとに貸付できる。
- (3) 特例交付 保険料率の増加抑制措置のため特例として交付（H22年度に法改正により追加）

2. 財政安定化基金のフロー図



3. 拠出金率および基金積立状況

(単位:円)

年度	国標準拠出率	県拠出率	積立(利息含む)	特例交付	年度末残高
20	0.09%	0.087%	271,057,542		271,057,542
21	0.09%	0.087%	271,972,904		543,030,446
22	0.09%	0.087%	301,357,426	512,795,606	331,592,266
23	0.09%	0.087%	300,629,847	300,614,101	331,608,012
24	0.09%	0.087%	335,348,806	291,137,223	375,819,595
25	0.09%	0.087%	334,123,975	335,003,732	374,939,838
26	0.044%	0.0735%	306,164,546	241,000,000	440,104,384
27	0.044%	0.0735%	305,474,969	241,000,000	504,579,353
28	0.041%	0.041%	184,815,032	98,063,182	591,331,203
29	0.041%	0.041%	184,713,560	98,063,182	677,981,581

平成27年度以降については予定額

滋賀県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域医療再生臨時特例基金事業の終了に伴う精算に必要な期間について基金の設置期限を延長するため、滋賀県地域医療再生臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 92 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県地域医療再生臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
本則 省略 付 則 1 省略 2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。	本則 省略 付 則 1 省略 2 この条例は、<u>平成29年3月31日</u>限り、その効力を失う。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、通所介護のうち小規模な通所介護については地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられたこと、ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）の一部改正に伴い、基準該当自立訓練（機能訓練）および基準該当自立訓練（生活訓練）に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の提供する通いサービスが追加されたことから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 6 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基準該当児童発達支援または放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者に、指定地域密着型通所介護事業者を追加することとします。（別表第 1・別表第 3 関係）
- (2) 基準該当自立訓練（機能訓練）および基準該当自立訓練（生活訓練）に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の提供する通いサービスが追加されたことに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（別表第 1 関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
本則・付則 省略 別表第1 (第5条関係) 1 省略 2 基準該当児童発達支援の事業 (1)～(4) 省略 (5) 次のアからウまでに掲げる要件を満たす指定通所介護事業者（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（同号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、<u>当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護が提供される指定通所介護事業所（同項第2号アに規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項（第3号（前項第6号ウ（ア）および（エ）を除く。）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については、適用しない。</u>	本則・付則 省略 別表第1 (第5条関係) 1 省略 2 基準該当児童発達支援の事業 (1)～(4) 省略 (5) 次のアからウまでに掲げる要件を満たす指定通所介護事業者（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。）<u>または指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業を行う者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（同号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）または指定地域密着型通所介護（以下これらを「指定通所介護等」という。）を提供する場合は、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護が提供される指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第2号アに規定する指定通所介護事業所をいう。）または当該指定地域密着型通所介護が提供される指定地域密着型通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例別表第8第3項第1号に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項（第3号（前項第6号ウ（ア）および（エ）を除く。）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護</u>

ア 当該指定通所介護事業所の食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに指定通所介護の利用者の数とこの号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数とを合計した数を乗じて得た面積以上であること。

イ 当該指定通所介護事業所の従業者の数は、当該指定通所介護事業所において提供される指定通所介護の利用者の数を、指定通所介護の利用者の数とこの号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数とを合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要な数以上であること。

ウ この号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対してサービスを適切に提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(6) 次のアからオまでに掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）

護事業所等については、適用しない。

ア 当該指定通所介護事業所等の食堂および機能訓練室の床面積を合計した面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数とこの号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数とを合計した数を乗じて得た面積以上であること。

イ 当該指定通所介護事業所等の従業者の数は、当該指定通所介護事業所等において提供される指定通所介護等の利用者の数を、指定通所介護等の利用者の数とこの号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数とを合計した数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要な数以上であること。

ウ この号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対してサービスを適切に提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(6) 次のアからオまでに掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が地域において児童発達支援が提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）または指定看護小規

または指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に通わせて行う同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項（第3号（前項第6号ウ（ア）および（エ）を除く。）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、別表第3第2項において準用するこの号の規定により放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援とみなされる通いサービスまたは指定障害福祉サービス基準条例別表第3第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当生活介護とみなされる通いサービス（以下これらを「みなし通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対し

模多機能型居宅介護を利用するために当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に通わせて行う同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項（第3号（前項第6号ウ（ア）および（エ）を除く。）の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、別表第3第2項において準用するこの号の規定により放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例別表第3第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準条例別表第7第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスまたは指定障害福祉サービス基準条例別表第8第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス（以下これらを「みなし通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療ま

て指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) にあっては、18人) 以下とすること。

以下 省略

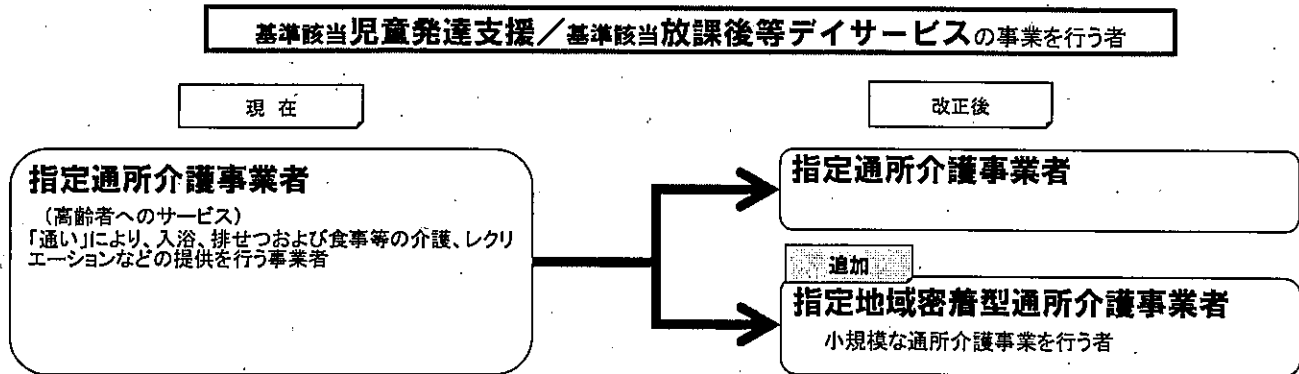
たは福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) にあっては、18人) 以下とすること。

以下 省略

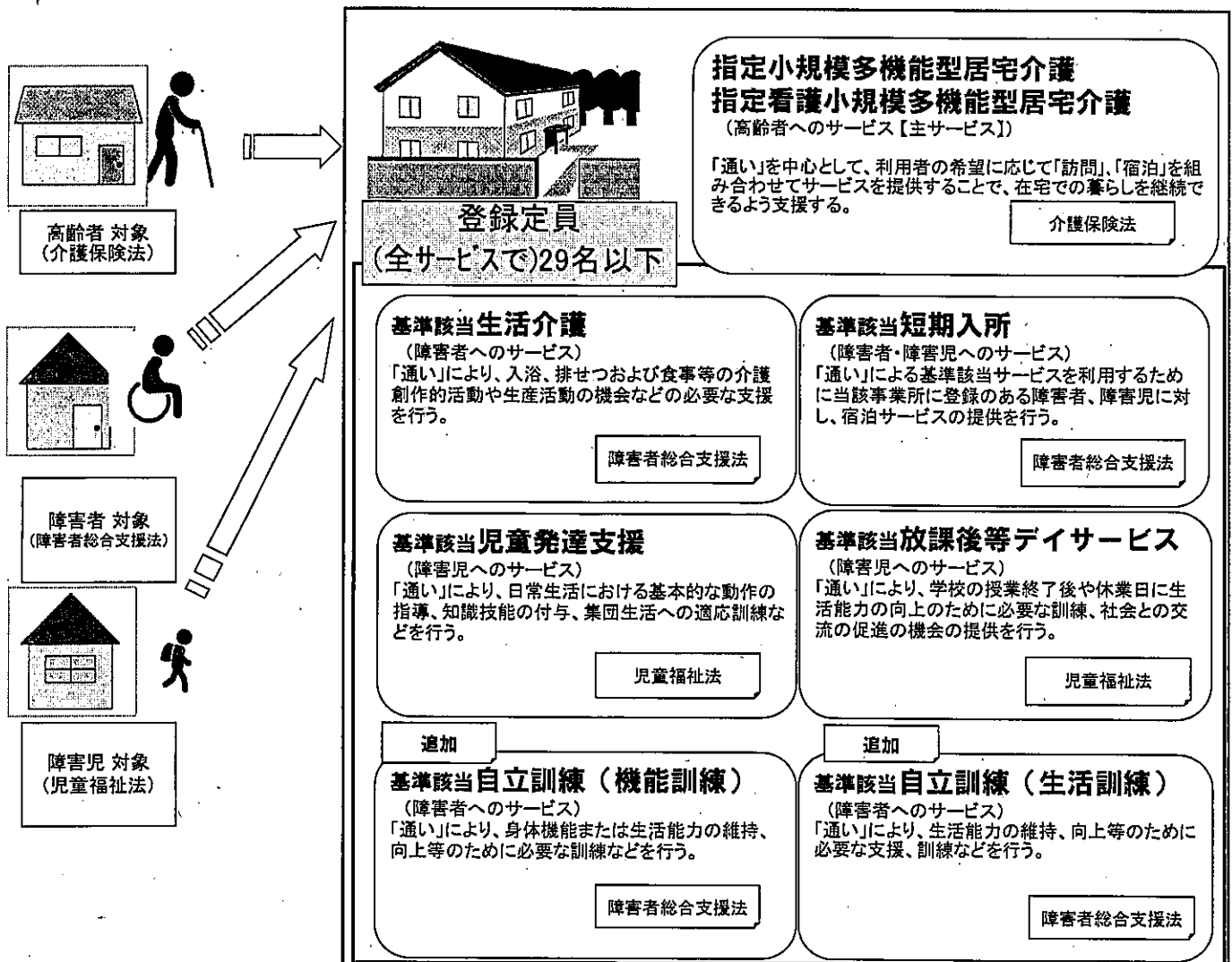
■「滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」の一部改正の概要

- 介護保険法の改正により、児童福祉法に基づく基準該当児童発達支援および基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者に介護保険法に基づく指定地域密着型通所介護事業者を追加

※介護保険法の改正により、指定通所介護のうち小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行することによる改正。



- 指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供できる基準該当サービスに、「自立訓練（機能訓練）」および「自立訓練（生活訓練）」が追加されることにともない、児童福祉法に基づく基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービスを実施する当該指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の上限を29名以下とする（基準該当サービスを含む）



※基準該当サービス

その地域において指定障害福祉サービス事業所が少ないなど、指定障害福祉サービスを受けることが困難な障害者に対して、指定障害福祉サービス事業としての基準は満たしていないが、一定の基準を満たすとして市町が認めたものが提供するサービス。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、通所介護のうち小規模な通所介護については地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられたこと、ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）の一部改正に伴い、基準該当自立訓練（機能訓練）および基準該当自立訓練（生活訓練）に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の提供する通いサービスが追加されたことなどから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 8 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基準該当生活介護の事業を行う者に、指定地域密着型通所介護事業者を追加することとします。（別表第 3 関係）
- (2) 基準該当自立訓練（機能訓練）および基準該当自立訓練（生活訓練）に、一定の要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスを追加することとします。（別表第 7・別表第 8 関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
本則 省略	本則 省略
付則 省略	付則 省略
別表第1・別表第2 省略	別表第1・別表第2 省略
別表第3	別表第3
1 省略	1 省略
2 基準該当生活介護の事業	2 基準該当生活介護の事業
(1) 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。	(1) 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に掲げるとおりとする。
ア 指定通所介護事業者（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）であって、地域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（同号に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。	ア 指定通所介護事業者（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）別表第6第1項第1号に規定する指定通所介護事業者をいう。） <u>または指定地域密着型通所介護事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業を行う者をいう。）であって、地域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（同号に規定する指定通所介護をいう。）または指定地域密着型通所介護（以下これらを「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。</u>
イ 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第	イ 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例別表第6第1項第

2号アに規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂および機能訓練室の床面積の合計は、3平方メートルに指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護の利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

ウ 従業者の数は、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護の利用者の数とを合計した数を、指定通所介護事業所において提供される指定通所介護の利用者の数とみなした場合における当該指定通所介護事業所として必要な数以上とすること。

エ 基準該当生活介護を受ける利用者にサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第22項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)または指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所(以下「指定看

2号アに規定する指定通所介護事業所をいう。)または指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業者が当該指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。(以下これらを「指定通所介護事業所等」をいう。))の食堂および機能訓練室の床面積の合計は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護の利用者の数とを合計した数を乗じて得た面積以上とすること。

ウ 従業者の数は、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護の利用者の数とを合計した数を、指定通所介護事業所等において提供される指定通所介護等の利用者の数とみなした場合における当該指定通所介護事業所等として必要な数以上とすること。

エ 基準該当生活介護を受ける利用者にサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護(以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスのうち、同条第4項に規定する訪問看護および同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が地域において生活介護が提供されていないことその他の事由により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)または指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型

「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)に通わせて行う同項に規定する小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下この項において同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの号の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例別表第1第2項第6号の規定により同項第1号アに規定する基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスまたは指定通所支援基準条例別表第3第2項において準用する指定通所支援基準条例別表第1第2項第6号の規定により児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援とみなされる通いサービス(以下これらを「みなし通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。)は、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営される指定小

居宅介護事業所」という。)に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定小規模多機能型居宅介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)に通わせて行う同項に規定する小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの号の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、別表第7第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、別表第8第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例別表第1第2項第6号の規定により同項第1号アに規定する基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスまたは指定通所支援基準条例別表第3第2項において準用する指定通所支援基準条例別表第1第2項第6号の規定により児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援とみなされる通いサービス(以下これらを「みなし通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。)は、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業その他の保健医療または福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業

規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) にあつては、18人) 以下とすること。

- イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

- ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。
- エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数の基準を満たしていること。
- オ この号の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者にサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営される指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) にあつては、18人) 以下とすること。

- イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

- ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。
- エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数の基準を満たしていること。
- オ この号の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者にサービスを適切に提供するため、指定生活介護事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

(3) 前2号に定めるもののほか、基準該当生活介護の事業については、別表第2第5項第1号(アを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第5・別表第6 省略

別表第7

1 省略

2 基準該当自立訓練(機能訓練)の事業

(1) 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(別表第14第1項に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第2項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練(機能訓練)」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」と読み替えるものとする。

(追加)

(3) 前2号に定めるもののほか、基準該当生活介護の事業については、別表第2第5項第1号(アを除く。)の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および創作的活動に係る材料費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第5・別表第6 省略

別表第7

1 省略

2 基準該当自立訓練(機能訓練)の事業

(1) 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(別表第14第1項に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第2項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練(機能訓練)」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練(機能訓練)事業所等」と読み替えるものとする。

(2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないことその他の事由により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、

前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数の基準を満たしていること。

オ この号の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者にサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

(2) 前号に定めるもののほか、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業については、別表第2第5項第1号（アを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および

(3) 前2号に定めるもののほか、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業については、別表第2第5項第1号（アを除く。）の規定を準用する。この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および

び食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第8

1 省略

2 基準該当自立訓練（生活訓練）の事業

- (1) 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第2項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練（生活訓練）」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

よび食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

別表第8

1 省略

2 基準該当自立訓練（生活訓練）の事業

- (1) 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（別表第14第1項に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準については、別表第3第2項第1号の規定を準用する。この場合において、同号ア中「生活介護」とあるのは「自立訓練（生活訓練）」と、同号エ中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

- (2) 次のアからオまでに掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないことその他の事由により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前号の規定は、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1に相当する数から15人（登録定員が25人を

- (2) 前号 に定めるもののほか、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業については、別表第2第5項第1号（アを除く。）の規定を準用する。
 この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

以下 省略

超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数の基準を満たしていること。

オ この号の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者にサービスを適切に提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

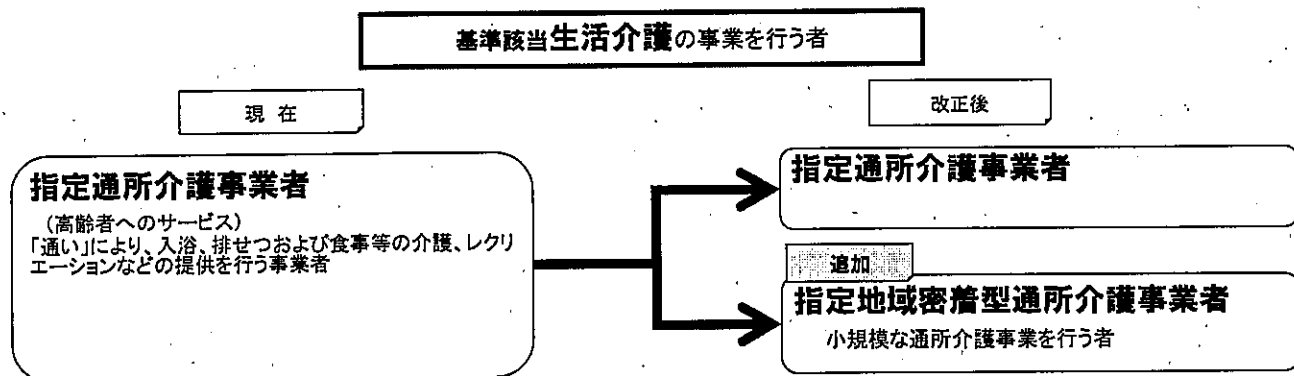
- (3) 前2号に定めるもののほか、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業については、別表第2第5項第1号（アを除く。）の規定を準用する。
 この場合において、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と読み替えるものとする。

以下、省略

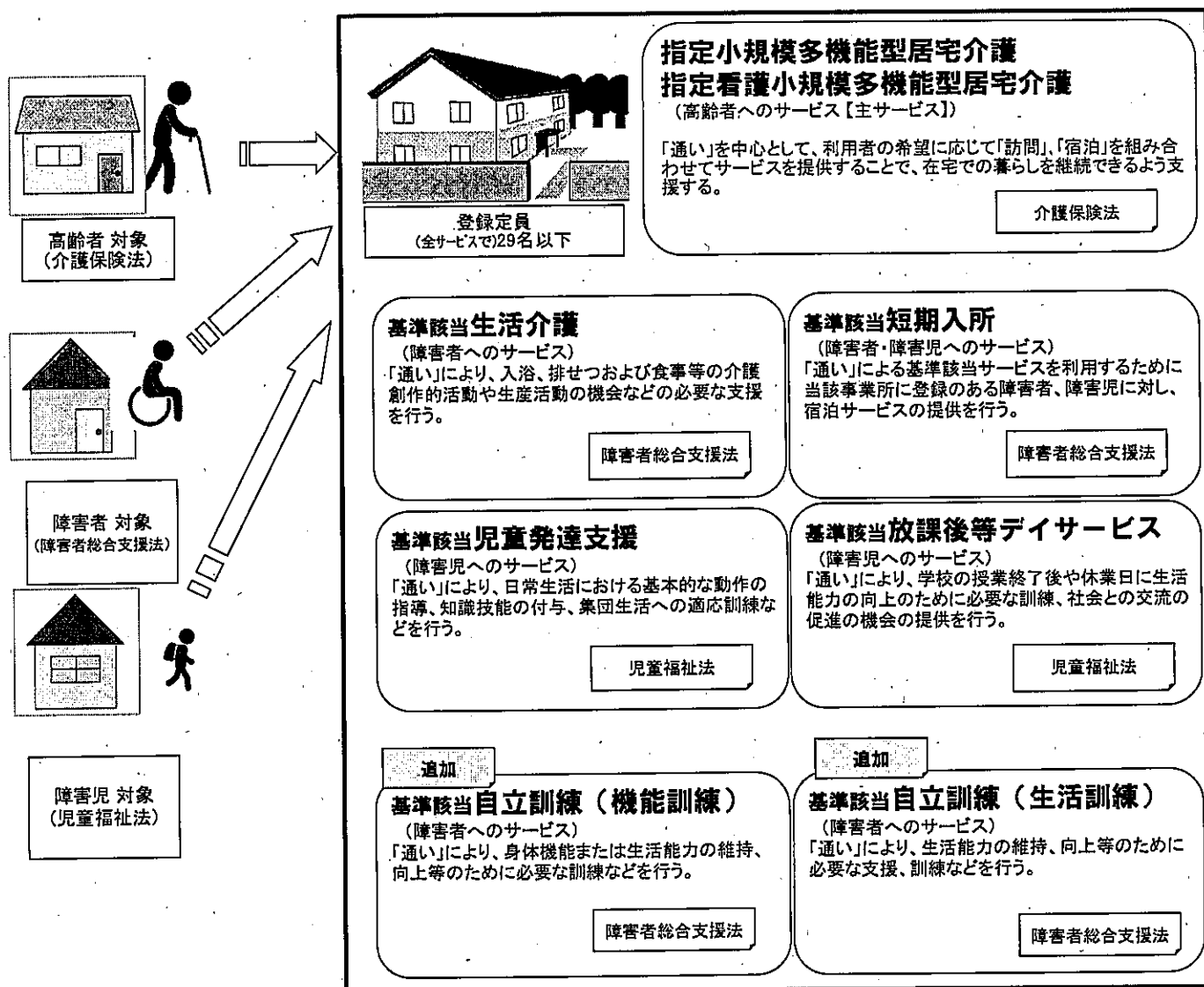
■「滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」の一部改正の概要

- 1 介護保険法の改正により、障害者総合支援法に基づく基準該当生活介護の事業を行う者に介護保険法に基づく指定地域密着型通所介護事業者を追加

※介護保険法の改正により、指定通所介護のうち小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行することによる改正。



- 2 介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が提供できる基準該当サービスに、「自立訓練(機能訓練)」および「自立訓練(生活訓練)」を追加



※基準該当サービス
その地域において指定障害福祉サービス事業所が少ないなど、指定障害福祉サービスを受けることが困難な障害者に対して、指定障害福祉サービス事業としての基準は満たしていないが、一定の基準を満たすとして市町村が認め、26ものが提供するサービス。

滋賀県医療法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成 27 年法律第 17 号）による独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成 14 年法律第 171 号）の一部改正に伴い、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に統合されることから、必要な規定の整理を行うため、滋賀県医療法施行条例（平成 24 年滋賀県条例第 65 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県医療法施行条例新旧対照表

旧	新
第1条および第2条 省略 (既存病床数および申請病床数の補正) 第3条 法第7条の2第1項または第2項の許可の申請がなされた場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ、同条第1項に規定する地域における既存の病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たって行うべき同条第4項の規定による必要な補正は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 国の開設する病院もしくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁もしくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>の開設する病院もしくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所もしくは事業所の従業員およびその家族の診療のみを行う病院もしくは診療所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院または独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第13条第3号に規定する施設である病院もしくは診療所の病床については、次のアに掲げる数を次のイに掲げる数で除して得た数(その数が0.05以下であるときは、0)を乗じて得た数を既存の病床数および当該申請に係る病床数とすること。 アおよびイ 省略 (2)～(4) 省略 2および3 省略 第4条以下 省略	第1条および第2条 省略 (既存病床数および申請病床数の補正) 第3条 法第7条の2第1項または第2項の許可の申請がなされた場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ、同条第1項に規定する地域における既存の病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たって行うべき同条第4項の規定による必要な補正は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1) 国の開設する病院もしくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁もしくは防衛省が所管するもの、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>の開設する病院もしくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所もしくは事業所の従業員およびその家族の診療のみを行う病院もしくは診療所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院または独立行政法人自動車事故対策機構法(平成14年法律第183号)第13条第3号に規定する施設である病院もしくは診療所の病床については、次のアに掲げる数を次のイに掲げる数で除して得た数(その数が0.05以下であるときは、0)を乗じて得た数を既存の病床数および当該申請に係る病床数とすること。 アおよびイ 省略 (2)～(4) 省略 2および3 省略 第4条以下 省略

滋賀県理容師法施行条例および滋賀県美容師法施行条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

理容所または美容所の開設者が理容所または美容所について講ずべき衛生上必要な措置に流水式の洗髪専用の設備を設けることを追加するため、滋賀県理容師法施行条例（平成12年滋賀県条例第56号）および滋賀県美容師法施行条例（平成12年滋賀県条例第57号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県理容師法施行条例の一部改正（第1条の規定による改正後の第4条関係）

ア 理容所には、流水式の洗髪専用の設備を設けることとします。

イ アの措置は、特別の事情によりこれにより難い理容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しないこととします。

(2) 滋賀県美容師法施行条例の一部改正（第2条の規定による改正後の第4条関係）

ア 美容所には、流水式の洗髪専用の設備を設けることとします。

イ アの措置は、特別の事情によりこれにより難い美容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しないこととします。

(3) その他

ア この条例は、平成28年8月1日から施行します。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県理容師法施行条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第3条 省略 （理容所について講ずべき衛生上必要な処置） 第4条 理容師法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 省略 <u>(新設)</u> <u>(5)</u> 外傷に対する応急処置に必要な薬品および衛生材料を備えること。 <u>(6)</u> 衛生的な給水設備および排水設備を設けること。 2 前項第1号および第6号の規定は、特別の事情によりこれらの規定によりがたい理容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。 第5条以下 省略	第1条～第3条 省略 （理容所について講ずべき衛生上必要な処置） 第4条 理容師法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 省略 <u>(5) 流水式の洗髪専用の設備を設けること。</u> <u>(6)</u> 外傷に対する応急処置に必要な薬品および衛生材料を備えること。 <u>(7)</u> 衛生的な給水設備および排水設備を設けること。 2 前項第1号、<u>第5号</u>および第7号の規定は、特別の事情によりこれらの規定により<u>難い</u>理容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。 第5条以下 省略

滋賀県美容師法施行条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第3条 省略 （美容所について講ずべき衛生上必要な処置） 第4条 美容師法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 省略 <u>(新設)</u> <u>(5)</u> 外傷に対する応急処置に必要な薬品および衛生材料を備えること。 <u>(6)</u> 衛生的な給水設備および排水設備を設けること。 2 前項第1号および第6号の規定は、結髪のみを業とする美容所および特別の事情によりこれらの規定によりがたい美容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。 第5条以下 省略	第1条～第3条 省略 （美容所について講ずべき衛生上必要な処置） 第4条 美容師法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 省略 <u>(5) 流水式の洗髪専用の設備を設けること。</u> <u>(6)</u> 外傷に対する応急処置に必要な薬品および衛生材料を備えること。 <u>(7)</u> 衛生的な給水設備および排水設備を設けること。 2 前項第1号、第5号および第7号の規定は、結髪のみを業とする美容所および特別の事情によりこれらの規定により<u>難い</u>美容所で、知事が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。 第5条以下 省略

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の子育て支援対策臨時特例交付金事業の実施期間が延長されることに伴い、保育所等の計画的な整備を図るための事業を平成 28 年度においても引き続き実施するため、滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 22 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成 29 年 6 月 30 日まで延長することとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県子育て支援対策臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
第1条～第7条 省略 付 則 1 省略 2 この条例は、<u>平成28年6月30日</u>限り、その効力を失う。	第1条～第7条 省略 付 則 1 省略 2 この条例は、<u>平成29年6月30日</u>限り、その効力を失う。

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1 施設名		滋賀県立信楽学園								
2 施設の概要		敷地面積 10,351.73㎡ 延床面積 4,161.73㎡ 施設構造 管理棟（鉄筋コンクリート造 2階建）等 22棟								
		施設内容 （所在地） 甲賀市信楽町神山470番地 （設置目的） 児童福祉法第42条に規定される障害児入所施設として、障害のある児童を保護するとともに、児童の適性に応じて生活面の自立支援、職業支援活動、職場実習等の社会生活力の向上への取り組み等により、独立自活に必要な知識技能の習得を支援することを目的とする。 （設置年月） 昭和27年4月								
3 募集概要	募集方法	公募								
	募集要項配布期間	（第1回）平成27年 9月 4日 ～ 平成27年10月 5日 （第2回）平成27年 11月 9日 ～ 平成27年12月 8日								
	申請受付期間	（第1回）平成27年 9月 4日 ～ 平成27年10月 5日 （第2回）平成27年 11月 9日 ～ 平成27年12月 8日								
	指定期間	平成28年 4月 1日 ～ 平成33年 3月31日（5年間）								
	募集内容 管理業務内容	(1) 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設として、障害のある児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える業務 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所サービスを提供する業務 (3) 信楽学園の施設および設備の維持管理に関する業務								
	管理料参考額	512, 325千円（消費税および地方消費税を含む。）								
4 応募状況		<table><tr><th colspan="2">申請者</th><th rowspan="3">グループ申請の場合 の構成</th></tr><tr><th>所在地</th><th>名称</th></tr><tr><td>近江八幡市安土町下豊浦4837番地2</td><td>社会福祉法人グロー</td></tr></table> 合計 1 者		申請者		グループ申請の場合 の構成	所在地	名称	近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人グロー
申請者		グループ申請の場合 の構成								
所在地	名称									
近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	社会福祉法人グロー									
5 審査の概要および結果	審査方式	健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づき申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定。								
	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	青木 雅子（公益社団法人認知症の人と家族の会滋賀県支部） 植松 潤治（滋賀県障害児者と父母の会連合会会長） 川辺 恵子（税理士法人なぎさ中央会計代表） 瀬古 隆（健康医療福祉部次長） 他谷 恵津子（子育てネットワーク志賀代表） *津止 正敏（立命館大学社会学部教授）								

果	審査基準	別紙参照																																			
	審査経過	平成27年7月30日開催の選定委員会において、指定管理者募集要項および審査基準について検討をおこない、平成27年9月14日に申請予定者に対する現地説明会を開催したが、申請者がなかった。 募集要項等の見直し等を行った上で、平成27年10月30日開催の選定委員会において、再度、指定管理者募集要項および審査基準について検討をおこなった。その後、平成27年11月17日に申請予定者に対する現地説明会を実施し、12月18日開催の選定委員会において、申請書の提出があった社会福祉法人グローに関して審査を行い、その結果、当法人を指定管理者候補者として選定した。																																			
審査結果	指定管理者の候補者	社会福祉法人グロー																																			
	評価結果および選定理由	○審査基準に基づく採点結果 <table border="1"> <tr> <th>申請者</th><th>審査基準 1</th><th>審査基準 2</th><th>審査基準 3</th><th>審査基準 4</th><th>合計</th><th>目安点数</th></tr> <tr> <td>社会福祉法人 グロー</td><td>7.3/10</td><td>41/60</td><td>9.7/15</td><td>10.7/15</td><td>68.7/100</td><td>60/100</td></tr> </table> ※点数は各委員の平均値 (100点満点) ○各委員の採点結果 <table border="1"> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>F委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> <tr> <td>社会福祉法人グ ロー</td><td>71</td><td>69</td><td>62</td><td>66</td><td>68</td><td>76</td><td>412</td><td>68.7</td></tr> </table> ○提示額一覧表 <table border="1"> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> <tr> <td>社会福祉法人グロー</td><td>512,325,000円</td></tr> </table> 【選定理由】 公平な利用を図るための具体的手法、施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性、児童に対する支援体制や各機関との連携、サービスの向上を図るための具体的手法、施設の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、その他適切な管理を行うための能力について審査を行った結果、目安とした点数を上回る評価を得た。 上記の結果、社会福祉法人グローを指定管理者の候補者として選定した。	申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計	目安点数	社会福祉法人 グロー	7.3/10	41/60	9.7/15	10.7/15	68.7/100	60/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人グ ロー	71	69	62	66	68	76	412	68.7	申請者	提示額	社会福祉法人グロー
申請者	審査基準 1	審査基準 2	審査基準 3	審査基準 4	合計	目安点数																															
社会福祉法人 グロー	7.3/10	41/60	9.7/15	10.7/15	68.7/100	60/100																															
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																													
社会福祉法人グ ロー	71	69	62	66	68	76	412	68.7																													
申請者	提示額																																				
社会福祉法人グロー	512,325,000円																																				

選定基準 (条例第7条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか ・入所手続きの公平性が確保されているか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画書	10	60
	・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか ・対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か		10	
	・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か ・募集要項に示した内容への提案は適切か ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か ・利用者等からの苦情処理対応は適切か ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか		15	
	・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか ・施設管理、安全管理は適切か ・維持管理は効率的に計画されているか		5	
	・施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、児童福祉や知的障害児・発達障害児支援等に関して専門的技術を確認できているか		20	

選定基準 (条例第7条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(第3号)	・施設の管理運営に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか	・事業計画書 ・収支計画書	15
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(第4号)	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか ・収支計画の実現可能性はあるか ・法人の経営モラルは適切か	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	15
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か ・職員採用・確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・法人の財務状況は健全か		
	・施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか		
	・その他適切な管理を行うための能力	・個人情報の保護が図られているか ・情報公開への対応は適切か ・環境への配慮がなされているか ・組織としての目標設定を行っているか ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か		

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者（法人、団体）名	社会福祉法人グロー	
代表者職・氏名	理事長 北岡 賢剛	
団体の所在地	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地 2	
設立年月日	昭和42年 4 月 1 日	
資本金	2, 6 8 6, 1 4 9 千円. (平成27年 9 月30日現在)	
従業者数	平成27年 10月 1 日現在	5 2 9 人
主たる業務内容	【第 1 種社会福祉事業】 (1) 養護老人ホームの経営 (2) 救護施設の経営 (3) 特別養護老人ホームの経営 (4) 障害者支援施設「むれやま荘」の管理・運営 (5) 障害児入所施設「信楽学園」の管理・運営 【第 2 種社会福祉事業】 (1) 老人デイサービス事業の経営 (2) 老人短期入所事業の経営 (3) 老人居宅介護等事業の経営 (4) 障害福祉サービス事業の経営 (5) 一般相談支援事業の経営 (6) 特定相談支援事業の経営 (7) 障害児相談支援事業の経営 (8) 地域子育て支援拠点事業の経営 (9) 障害児通所支援事業 【公益事業】 (1) 居宅介護支援事業 (2) 滋賀県立障害者総合診療所の業務 (3) 生活管理指導短期宿泊事業の受託 (4) 地域ケアシステム推進事業の受託 (5) 障害者の文化・芸術促進事業 (6) アール・ブリュットの推進に関する事業 (7) 滋賀県高次脳機能障害者支援センターの受託 (8) 滋賀県地域生活定着支援センターの受託 (9) 滋賀県発達障害者支援センターの受託 (10) 自立準備ホームの受託	

類似施設の管理に関する過去の業務実績

昭和42年4月	養護老人ホーム日野町立さつき荘、養護老人ホーム今津町立市ケ崎寮、滋賀県老人福祉センター、滋賀県立点字図書館の受託運営開始
昭和44年9月	養護老人ホーム今津町立市ケ崎寮の受託運営終了
昭和45年4月	滋賀県立日野溪園の受託運営開始
昭和47年4月	滋賀県立老人ホーム安土荘、滋賀県立老人ホーム長浜荘、滋賀県立老人福祉センター和風荘の受託運営開始
昭和48年4月	滋賀県立老人福祉センター延命荘の受託運営開始
昭和49年9月	滋賀県立老人福祉センター市ケ崎荘の受託運営開始
昭和49年10月	滋賀県立経費老人ホームきぬがさ荘の受託運営開始
昭和50年4月	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘、滋賀県立老人福祉センタ碧水荘の受託運営開始
昭和55年10月	養護老人ホーム日野町立さつき荘の受託運営終了
昭和55年11月	滋賀県立養護老人ホームさつき荘の受託運営開始 滋賀県立老人福祉センターの受託運営終了
昭和61年8月	滋賀県高齢者能力開発情報センター（滋賀県高齢者無料職業紹介所）の受託運営開始
昭和62年3月	滋賀県高齢者能力開発情報センターの受託運営終了
昭和62年4月	滋賀県高齢者総合相談センターの受託運営開始
昭和63年10月	滋賀県立心身障害児総合療育センターの受託運営開始。
平成2年3月	滋賀県高齢者総合相談センターの受託運営終了 滋賀県立高齢者無料職業紹介所の設置運営終了
平成4年7月	滋賀県立びわ湖こどもの国の受託運営開始
平成5年7月	滋賀県地域介護実習・普及センター受託運営開始
平成6年4月	滋賀県立むれやま荘の受託運営開始
平成7年1月	滋賀県より障害児・者地域療育等支援事業の委託を受け、福祉サービスのコーディネート事業を開始。
平成7年3月	滋賀県立老人福祉センター市ケ崎の受託運営終了
平成7年4月	甲賀郡7町より心身障害児・者ホームヘルプサービス事業の委託を受け、公的なヘルパー事業を開始。
平成8年7月	2年間の実績を背景に「24時間対応型在宅福祉サービス」の委託を受ける。ホームヘルプサービスを軸にデイサービス、ナイトケアを柔軟に組み合わせて提供する公的なサービスモデルとして全国から注目を集める。
平成9年3月	滋賀県立老人福祉センター延命荘の受託運営終了
平成11年3月	滋賀県立点字図書館の受託運営終了
平成12年4月	滋賀県立特別養護老人ホーム福良荘老人デイサービス事業・老人短期入所事業・居宅介護支援事業の受託運営開始。安土荘、長浜荘で生活管理指導短期宿泊の受託開始。
平成13年4月	滋賀県立しゃくなげ園、滋賀県立信楽学園の受託運営開始
平成14年3月	滋賀県立老人福祉センター碧水荘の受託運営終了
平成17年3月	知的障害児・肢体不自由児通園施設「滋賀県立心身障害児総合療育センター」の受託運営終了。滋賀県新障害児巡回療育相談等事業の受託終了。滋賀県地域介護実習・普及センター事業の受託終了。
平成18年3月	県立社会福祉施設（11施設）と県受託事業（2事業）の受託終了

	平成18年4月 指定管理者として県立社会福祉施設（9施設）の指定管理業務開始。高次脳機能障害支援センターの受託 平成20年3月 知的障害者更生施設「滋賀県立しゃくなげ園」の指定管理業務終了 平成21年8月 滋賀県地域生活定着支援センター事業の受託開始。 平成22年1月 指定管理者として長浜市立特別養護老人ホーム伊香の里・軽費老人ホームケアハウス伊香の指定管理業務開始 平成24年12月 滋賀県立軽費老人ホームきぬがさ荘の指定管理業務終了 平成25年7月 県医療福祉相談モールの一部を専門相談調整室として事業開始 平成26年12月 長浜市立特別養護老人ホーム伊香の里・軽費老人ホームケアハウス伊香の指定管理業務終了
特記事項	社会福祉法人グローは、県立社会福祉施設を運営することを目的に県の出資により設立され48年もの長きにわたり入所型施設の運営を行ってきた社会福祉法人と、障害のある人の地域生活支援を目的として通所施設や在宅福祉サービスを地域のニーズに応える形で展開してきた法人が合併して1つになった社会福祉法人です。 2つの法人が合併することにより、障害者支援、高齢者支援、児童支援、子育て支援、生活困窮者への支援など、生きづらさを抱える様々な人に対応する事業展開を実現することができました。 また、発達障害や高次脳機能障害など、近年クローズアップされてきた制度の狭間におかれた人への支援や罪を犯した障害者・高齢者への支援、障害者の芸術活動への支援など通して、足りないサービスの顕在化による制度提案や新たな価値観の創出を実践しています。 事業としては、相談支援、訪問介護、居宅介護、グループホーム、デイサービス、通所施設、入所施設等、ライフステージを準備し、安心して生活していただくための総合的な事業展開を行っています。 これらの事業を実施するにあたり、法人理念と経営方針に沿って中期経営計画を策定し、各事業の方向性を明確化するとともに、収支計画と財務活動計画を作成して、継続的に安定した法人経営が行えるように心がけています。 また、法人理念・経営方針を職員個々が理解し意識できるように、各職員が職責に応じて担う役割を「職責基準表」と「職務ガイドライン」により示すとともに、一人ひとりが個人目標を掲げ、その目標達成に向けて、使命遂行に日々尽力しています。

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:障害福祉課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増減		今回の指定による効果の概要		
					うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平27年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立信楽学園	社会福祉法人グ ロー	公募	5	512,325	433,325	86,665	82,229	4,436	発達障害児など個々の 障害特性に応じたサー ビス提供を柔軟に行うこ とができ、あわせて関係 機関との連携の強化な どによりサービスの質の 向上や退園後の自立へ の支援の充実が期待で きる。	長期の指定を行うこと により施設の管理運営、 サービス提供の継続性 や安定性を確保すること ができるとともに、業務委 託の複数年契約による 管理コストの削減も期待 できる。また、法人のス ケールメリットを活かした 管理経費の節減が期待 できる。	